



情報 ステーション

OKEGAWA
Information Station

◀ 4月

べに花まつりガイドマップ 広告主を募集します

6月中旬から下旬にかけて開催する「べに花まつり」のガイドマップを制作します。ガイドマップは市内外で行うまつりの事業PRや、まつり開催期間中の会場、べに花畑などで配布します。企業や商店および各種団体の広告欄を設けますので、ぜひ申し込みください。

大きさ▼A3判、カラー刷り
発行▼4万5千枚

募集▼40区画(予定・複数可)
規格▼1区画が縦23mm×横65mm
掲載料▼6千円/1区画

申込み▼4月12日(火)までに、原稿
凶案と掲載料を添えて、直接、桶川
市べに花の郷づくり推進協議会事務
局(産業観光課)へ。

詳しくは☎産業観光課☎788-4929

新たに民生委員・児童委員が 委嘱されました

4月1日付けで、新たに一人が厚生労働大臣と埼玉県知事から民生委員・児童委員に委嘱されました。

「民生委員・児童委員」は、一定の区域を担当し、区域内を常に把握しながら地域での援助を必要とする人の相談や福祉活動を行うとともに、福祉に関する情報の提供や関係諸機関・施設などへ連絡・調整などを行っています。ご協力をお願いします。

担当地区▼小針領家

氏名▼平井 泉

電話番号▼728-0509

詳しくは☎社会福祉課☎788-4933

身体障害者相談員、知的障害者 相談員が委嘱されました

4月1日付けで次の人が、身体障害者相談員および知的障害者相談員に委嘱されました。

相談員は、障害のある人の生活や支援制度などの相談に応じています。気軽に相談してください。

《身体障害者相談員》

鍛冶屋 勇さん(泉在住) ☎090-8101-8522

佐藤 静子さん(神明在住) ☎779-0108

関根 真澄さん(下日出谷西在住)
FAX 783-3453
福島 直哉さん(南在住) FAX 611-7283

《知的障害者相談員》

野田 恵子さん(下日出谷西在住)
☎786-0020

伊藤 政子さん(若宮在住) ☎786-4334

詳しくは☎障害福祉課☎788-4936

川田谷生涯学習センター(川田谷公民館、歴史民俗資料館、川田谷図書館)長期休館のお知らせ

詳しくは☎歴史民俗資料館☎786-4030

川田谷生涯学習センターは、長寿命化と利便性の向上のために大規模改修工事を行います。この工事に伴い、7月1日(金)から休館します。休館中は、施設の利用ができません。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、川田谷公民館、川田谷図書館の再開館日は令和5年12月頃を予定しています。歴史民俗資料館の再開館日は、令和6年4月頃を予定しています。

図書館臨時休館のお知らせ

問合せ☎中央図書館☎786-6353

とき▶4月11日(月)~13日(水)

ところ▶市内全ての図書館

※なお、4月11日(月)午前9時~13日(水)午後5時の期間は図書館のホームページの閲覧、図書の予約もできません。

※休館中は、桶川市電子図書館をぜひ利用してください。

※電子図書館を利用するには、図書館窓口で事前登録が必要です。詳しくは、市内の図書館へ問い合わせてください。

教育委員会第4回定例会の お知らせ

とき▼4月26日(火)午後2時

ところ▼市役所4階会議室401

傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。

また、次回の教育委員会は、5月25日(水)を予定しています。

詳しくは☎教育総務課☎788-4965



国民健康保険のお知らせ

詳しくは☎保険年金課☎788-4941

「いざというとき」に安心して医療を受けられるように、職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している人を除き、市内に住む人はすべて、**桶川市の国民健康保険（以下、国保）**に加入しなければなりません。

国保に加入している人が、会社の健康保険へ加入したり、他の市区町村へ転出したときは、資格喪失の届け出が必要です。

また、他の市区町村からの転入や、会社の健康保険に加入している人が退職し国保に加入する場合などは、14日以内に、国保への資格取得の届け出が必要になります。

国保への加入年月日は、**届け出の日ではなく、前の健康保険を喪失した日**となります。このため、届け出が遅れたときは、加入日にさかのぼり国民健康保険税を納付していただくことになります。

なお、国民健康保険税額の試算を希望する人は、令和3年中の収入のわかるもの（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）を持参して、保険年金課へ問い合わせてください。

届け出に必要なもの

	こんなとき	※届け出に必要なもの
国保に加入する	他の市区町村から転入してきたとき	マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、顔写真付きの本人確認ができるもの
	職場の健康保険をやめたとき、被扶養者からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	同一世帯の人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、顔写真付きの本人確認ができるもの
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート
国保をやめる	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	他の市区町村に転出するとき	国民健康保険被保険者証（以下、国保保険証）
	職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	職場の健康保険証（または資格取得証明書）、国保保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	国保保険証
その他	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、国保保険証
	就学のため別に住所を定めるとき	国保保険証、在学証明書
	市内で住所が変わったとき	国保保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	国保保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	国保保険証

手続きの際には、上記の※届け出に必要なもののほかに、次のものを持参してください。

①窓口に来る人の本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、顔写真付きの本人確認ができるもの

②窓口に来る人および手続きが必要な人のマイナンバー

各種申請書にマイナンバーを記載する必要があります。マイナンバーカードや通知カードなどのマイナンバーが確認できる書類を持参してください。

※令和3年10月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

詳しくは、厚生労働省ホームページを参照してください。



▲厚生労働省ホームページ



マイナンバー 保険証 🔍 検索

市長元気通信 かつ どう ほう こく 告 告

vol.85

去る2月21日(月)、市役所1階ピロティ駐車場で、「移動スーパー出発式」が行われました。

本市では、駅周辺の中心市街地から離れた地域で特に高齢化率が高く、更に、食料品等が買えるスーパーや小売店が少ない買い物空白地域となっており、こうした地域における買い物支援策が課題の一つでした。



このような中、令和3年11月1日に株式会社カスミと締結した「包括連携協定」に基づき、2月21日、市内の買い物空白地域における買い物困難者支援として、「移動スーパー」の運行がスタートいたしました。この「移動スーパー」は、月曜日から

金曜日に週1回から2回、集会所や福祉施設など、市内全32か所を巡回する予定です。

出発式の後、川田谷の天沼地区自治会館に移動スーパーが巡回したところを訪問させていただきました。初日ということもあり、地元の皆様



が沢山お越しになり、肉や鮮魚、各種お惣菜・野菜や果物などの生鮮食品をはじめ、アイスや乳製品、レトルト食品やお菓子など、豊富な商品を積み込んだ移動スーパーを前に、様々な商品を手に取りながら買い物を楽しんでいらっしゃいました。

移動スーパーは、小さな車両にたくさんの商品と多くのまごころを寄せ、桶川市内を走ります。これからも、誰もが笑顔でふれあいながら幸せに暮らせる地域づくりを更に進めていきたいと強く感じた一日でした。

桶川市長 小野克典

桶川市男女共同参画審議会の委員募集のお知らせ

男女が共に性別に関わることなく、その個性と能力を発揮することができ、社会へ男女共同参画社会の実現に向け、その推進に関する施策について調査や審議などを行う「男女共同参画審議会委員」を募集します。応募資格▼市内に住所を有する20歳以上で任期満了時の年齢が75歳以下の人かつ、年4回程度の会議（原

則、平日昼間開催）に参加できる人募集人員▼男女各1人任期▼6月1日(水)から2年間申込み▼4月22日(金)までに、必要事項を所定の応募用紙に記入のうえ、「これからの男女共同参画社会を実現するために必要なこと」をテーマにしたレポート（400字程度で自由様式）を直接、人権・男女共同参画課へ。
詳しくは☎人権・男女共同参画課☎788-4907

桶川市地域福祉計画(中間見直し)が策定されました

平成27年に策定された桶川市地域福祉計画の中間見直しを行いました。この計画は、社会福祉法第107条に基づき構成され、桶川市地域福祉計画の基本理念である「共に支えあい、いきいきと暮らせる桶川」の実現を目指して策定されました。近年、複雑化・複合化する課題に対し、単一の制度だけでは解決でき

ない問題が多く生じています。そのため、計画の実効性を更に高める必要があります。今回の見直しでは、平成29年に行われた社会福祉法の一部改正を踏まえて、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉」に関し、共通して取り組むべき事項の整理を行いました。今後はこの計画に基づき、地域共生社会に向けた施策を進めていきます。
詳しくは☎社会福祉課☎788-4933

第4回農業委員会総会のお知らせ

とき▼4月25日(月)午後2時
ところ▼市役所3階会議室303
傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。会場変更などの詳細は、市ホームページ、または事務局へ確認してください。次回の農業委員会総会は、5月25日(水)を予定しています。
詳しくは☎農業委員会事務局☎788-4932

〈広告〉

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企氏（東松山市他）・足立遠元（桶川市）ゆかりの地と日本最大級「東松山ぼたん園」を訪れるバスツアー（案内人同行）

■旅行日 4月26日(火)
■旅行代金 7,800円
■募集人数25名(1人2座席)
■最少催行人数 15名
■添乗員 同行します
■利用バス会社 エスケー交通
●旅行企画・実施(一社全国旅行業協会正会員)伊奈町小針新宿359-1
(有)エスケー交通 埼玉県知事登録旅行業第2-1228号

●受託販売・申し込み先 TEL 090-8021-7082 FAX 048-728-4944
星野トラベルサービス 担当 星野秋男 〒363-0006 桶川市倉田137-3
(一社全国旅行業協会正会員) (総合旅行業務取扱管理者) 埼玉県知事登録旅行業第3-1103号

桶川駅西口(8:30)＝吉見観音・安楽寺・宗悟寺(2代将軍頼家を弔う庵)＝東松山ぼたん園＝ニューサンピア埼玉おごせ(昼食/懐石風御膳)＝嵐山史跡の博物館(嵐山重忠館跡)＝岩殿観音・正法寺＝金剛寺(比企氏4代の墓)＝足立遠元館跡(桶川市)＝桶川駅西口(17:00)

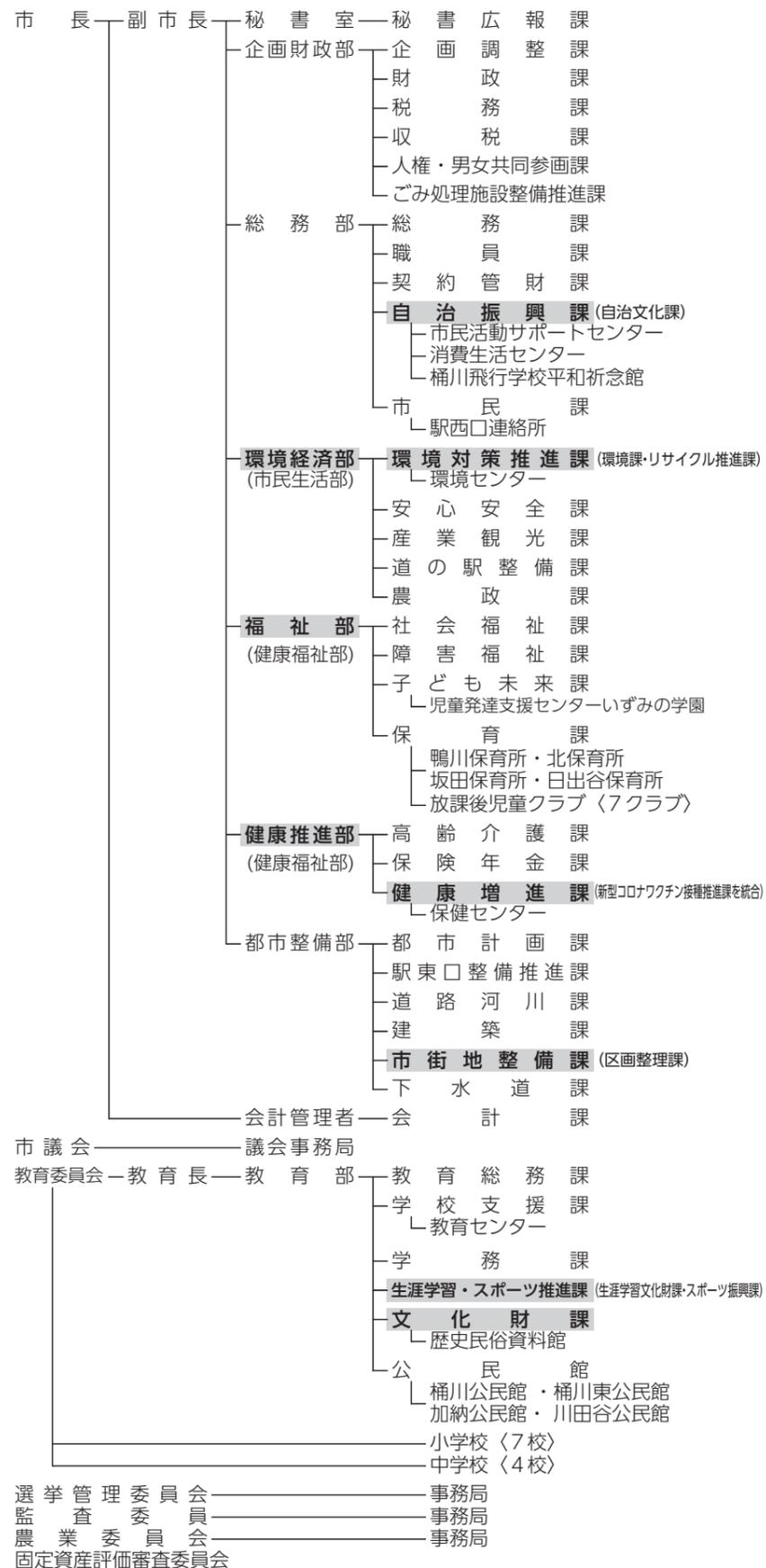
* 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上お申し込み下さい



桶川市 行政組織図

(令和4年4月1日現在)

■ 主な改正箇所



() は旧組織名

市役所の行政組織の一部が変わります

詳しくは ☎ 企画調整課 ☎ 788-4903

市では、4月1日から、行政組織の一部を改正します。
今回の組織改正は、部が所管する業務量の偏在を解消するとともに、市民ニーズや急変する社会情勢に対し、柔軟にスピード感をもって対応できる組織に改正するものです。

《主な改正内容》

- 【総務部】** 「自治文化課」を市民生活部から移行し「自治振興課」に改めます。
- 【環境経済部】** 「市民生活部」を「環境経済部」に改めます。
「環境課」に「リサイクル推進課」を統合し「環境対策推進課」とします。
- 【福祉部】** 「健康福祉部」を「福祉部」および「健康推進部」の2つの部に分割します。
- 【健康推進部】** 「新型コロナワクチン接種推進課」を「健康増進課」に統合し、「新型コロナワクチン接種係」とします。
- 【都市整備部】** 「区画整理課」を「市街地整備課」に改めます。
「公園係」と「街路・大規模道路路整備係」を都市計画課から「市街地整備課」に移行します。
- 【教育部】** 「生涯学習文化財課」と「スポーツ振興課」を統合し「生涯学習・スポーツ推進課」とします。
「文化財課」を新設します。

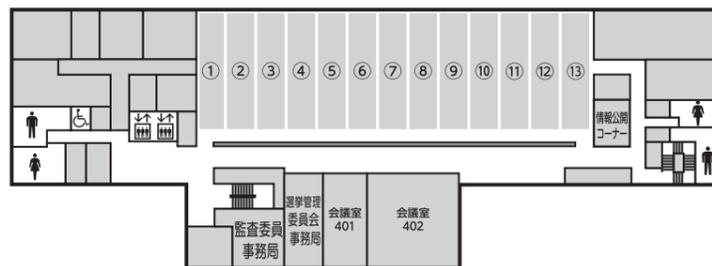
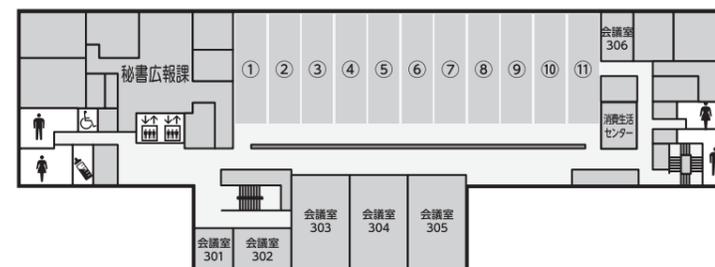
【改正前】	6部1室38課80係	【改正後】	7部1室36課78係
	市長部局等5部1室33課71係		市長部局等6部1室31課68係
	教育委員会1部5課9係		教育委員会1部5課10係

3F

- ① 財政課
- ② 企画調整課
- ③ 人権・男女共同参画課
- ④ 社会福祉課
- ⑤ 高齢介護課
- ⑥ 自治振興課
- ⑦ 農政課 (農業委員会事務局)
- ⑧ 産業観光課
- ⑨ 道の駅整備課
- ⑩ 環境対策推進課
- ⑪ 安心安全課

秘書広報課
消費生活センター

庁舎で組織の変更があるフロアを載せています。



4F

- ① 教育総務課
- ② 学校支援課
- ③ 学務課
- ④ 生涯学習・スポーツ推進課
- ⑤ 市街地整備課
- ⑥ 道路河川課
- ⑦ 駅前口整備推進課
- ⑧ 建築課
- ⑨ 都市計画課
- ⑩ 下水道課
- ⑪ 総務課 (選挙管理委員会事務局)
- ⑫ 契約管財課
- ⑬ 職員課

監査委員事務局



住宅用新・省エネルギー機器設置費用補助制度のご案内

詳しくは☎環境対策推進課☎788-4924

市では、環境負荷の少ない、新・省エネルギー機器の設置を予定している人に、予算の範囲内でその費用の一部を補助します。

注意事項▶事前申請制となります。必ず設置工事着手前に申請手続きをしてください。

対象・条件▶次の①～⑥にすべて該当する人

- ①市内に住宅を所有し、居住していること、または新築し、居住すること

補助対象機器および補助金額

	補助対象機器	補助金額	備考	条件
1	太陽光発電システム (2kw以上10kw未満)	50,000円		ア 住宅の屋根または屋上への設置に適していること イ 電力会社の低電圧配線と逆潮流のある系統連結をすること ウ 電池容量が2kw以上10kw未満であること エ 電力会社と電灯契約を結ぶこと
2	高効率給湯器		2以上の機器を設置する場合は、各種補助対象機器の補助金額の合計額となります。(上限100,000円)	左記の機器のいずれかに該当すること
	エコキュート (CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器)	30,000円		
	エコウィル (ガスエンジン給湯器)	40,000円		
	エコワンなど (ハイブリッド給湯器)	40,000円		
	エネファーム (家庭用燃料電池)	50,000円		
3	HEMS	10,000円		ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載していること
4	太陽熱利用システム	30,000円		性能の保証、設置後のサービスなどがメーカーなどによって確保されていること
5	家庭用蓄電池 (リチウムイオン蓄電池、容量2kwh以上)	50,000円		リチウムイオン蓄電池を搭載したシステムで、蓄電容量が2kwh以上であること
6	地中熱利用システム	100,000円	上記の補助対象機器の設置にかかわらず、100,000円	ア 地中熱を利用した空調機器または給湯機器を有すること イ 地中熱交換機 (熱交換井を含む) は適切な深度または総延長を有し、十分な採熱または放熱ができること
合計額の上限		200,000円		

申請方法【4月1日(金)午前9時から受け付けを開始します】

補助金交付申請書に次の書類を添えて直接、環境対策推進課へ。

- ①経費の内訳が記載されている工事請負契約書または見積書の写し
- ②工事着手前の現況写真
- ③設置場所の所在地がわかる案内図
- ④令和3年度分の市町村民税納税証明書 (賦課されていない場合は非課税証明書)
- ⑤既存の住宅の場合、申請者が住宅を所有していることが分かるもの (登記事項証明書、固定資産税納税通知書および課税明細書、名寄帳の写しなど)

- ⑥太陽光発電システムは、その最大出力が確認できる書類の写し
 - ⑦高効率給湯器、HEMS、太陽熱利用システム、家庭用蓄電池、地中熱利用システムは、機器の仕様および規格が分かる書類の写し (カタログなど)
 - ⑧地中熱利用システムは、⑦に加えて採掘抗の深度などが確認できる書類
- ※補助金は先着順かつ予算の範囲内での交付ですので、予めご了承ください。
- ※交付申請書は環境対策推進課、または市ホームページからもダウンロードできます。

スズメバチ除去費補助制度のご案内

詳しくは☎環境対策推進課☎788-4924

市では、市民生活の安全を脅かすスズメバチの巣を除去するため、その費用の一部を補助しています。

申込資格▶①自ら市内に居住する建物に有し、当該建物またはその敷地内にある巣を除去するものであること (アパート・マンションなど集合住宅を除く。)

- ②申請前に環境対策推進課へ連絡し、ハチの種類の確認作業を受けていること
- ③申請書兼報告書の提出時に、巣の除去を業者に委託し、除去が完了していること

※同一の人に対する補助金の交付は、同一年度内に1回となります。

補助金額▶スズメバチの巣を除去した費用の2分の1の額 (百円未満の端数は切り捨てる。)とし、補助金は、1万円が限度となります。

申請方法▶補助金の交付を受けようとする人は、巣の確認を受け、除去が完了した後、スズメバチ除去費補助金交付申請書兼報告書と必要書類を持参し、直接、環境対策推進課へ。

申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。なお、予算の範囲を超えた場合は、締め切りとなります。



住宅リフォーム資金補助金の受け付けが始まります

詳しくは☎産業観光課☎788-4928

市では、地域経済の活性化や住宅環境の向上を図るため、市内の施工業者を利用し、住宅のリフォームなどを行う市民に対し、工事費の一部を補助します。

注意事項▶●事前申請制となります。必ず工事着手前に申請手続きをしてください。

- 申請にあたっては事前に産業観光課へ相談してください。

申込資格▶次の①～⑤にすべて該当する人

- ①市内に居住し、住民登録をしている人
- ②対象住宅を所有、または2親等以内の親族が所有している人
- ③対象住宅に居住している人
- ④市税の滞納がない人
- ⑤過去にこの補助制度を利用していない人

補助対象▶次の①～④にすべて該当するリフォーム工事

- ①市内の施工業者が行う工事
- ②工事費20万円以上 (消費税を除く。)の「住宅の工事」または、工事費2万円以上 (消費税を除く。)の「住宅敷地内の道路に接している塀などの撤去・処分工事」

※「住宅の工事」と「塀などの撤去・処分工事」は、それぞれ1回補助を受けられます。

- ③市が実施する他の補助金を受けていない工事
- ④令和5年3月20日(月)までに完了する工事

補助金額▶

- ①住宅の工事費 (消費税を除く。)の5% (千円未満切り捨て)、上限10万円
- ②塀などの撤去・処分工事費 (消費税を除く。)の50% (千円未満切り捨て)、上限10万円

申請期間・申込方法▶4月1日(金)から申請額が予算額に到達するまでに、次の申請書類を郵送または直接、産業観光課へ。

- ①桶川市住宅リフォーム補助金交付申請書 (産業観光課窓口で配布、または市ホームページからダウンロード。)
- ②工事の見積書 (コピー)
- ③対象家屋の固定資産税納税通知書および課税明細書 (コピー) またはこれに準ずる書類
- ④設計図・工事場所のわかる案内図
- ⑤工事を予定している現場の写真

勤労者住宅資金貸付制度のお知らせ

詳しくは☎産業観光課☎788-4928

対象▶次の①～④にすべて該当する人

- ①市内に居住し、または居住しようとしている勤労者 (自営業者を除く。)で、同一事業所に1年以上勤務している人
- ②資金の貸し付けを受けようとする時の年齢が18歳以上60歳以下で、かつ償還を完了する時の年齢が70歳 (無担保の貸し付けにあっては65歳) 以下である人
- ③市県民税を完納している人
- ④家族収入を含み、借入金を返済しながら生活できる人

資金の用途▶利用申込者が市内に居住するための新築、増改築 (耐震改修を含む。)、購入 (中古住宅・マンションを含む。) および宅地の取得資金に限ります。また、家屋は建築基準法に適合していること、宅地は100㎡以上あることが必要です。なお、投資を目的とするものは、該当しません。

貸付限度額▶2,500万円 (無担保は500万円)

貸付期間▶30年以内 (無担保は固定金利10年以内、変動金利15年以内)

保証人▶労働者信用基金協会の債務保証制度を利用

申込み▶産業観光課にある「勤労者住宅資金貸付申込書」で、毎月10日までに申し込みください。

※貸付利率については、市ホームページで確認、または産業観光課へ問い合わせください。



詳しくはこちら

浄化槽設置整備事業補助金交付制度のご案内

詳しくは☎環境対策推進課☎788-4925

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止や生活環境および公衆衛生の向上を図るため、単独浄化槽・汲み取り便槽から合併浄化槽に転換する人に補助をしています。ただし、先着順の受け付けとなり、予算には限りがありますので、早めに申請してください。

注意事項▶事前申請制となります。必ず設置工事着手前に申請手続きをしてください。また、浄化槽の設置工事に着手している場合、設置工事が完了している場合、公共事業に伴う物件の移転補償を受けている場合や、**新規に浄化槽を設置する場合 (建築確認申請を要する住宅の新築、改築などの工事が伴うもの) は、補助金の交付対象とはなりません。**

補助対象▶市街化調整区域内において、専用住宅に既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を使用している人が、これらに換えて当該建物に10人槽以下の合併浄化槽を設置しようとする際に補助金を交付します。

補助金額▶設置・配管費用・処分費用を含みます。

5人槽⇒592,000円 6～7人槽⇒646,000円 8～10人槽⇒736,000円 ※いずれも上限金額です。

申込み▶対象地域の確認および申請書類の受け取りは、環境対策推進課へ問い合わせください。なお、申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。



高等職業訓練促進給付金等事業について

詳しくは☎子ども未来課☎788-4946

市では、ひとり親家庭の父または母の就業支援や生活安定を促進するために、就業に結びつく資格取得を目的とした養成機関で修学する人に、一定期間において「高等職業訓練促進給付金等」を支給します。必ず事前に相談してください。

支給期間▶ 次のどちらか

- ①高等職業訓練促進給付金⇒修学する期間の全期間（上限4年）
- ②修了支援給付金⇒養成機関における修学の修了日以後

支給額▶ ①高等職業訓練促進給付金

市町村民税非課税世帯	月額100,000円	課程修了までの期間の最後の12か月については140,000円
市町村民税課税世帯	月額70,500円	課程修了までの期間の最後の12か月については110,500円

②修了支援給付金

市町村民税非課税世帯	50,000円
市町村民税課税世帯	25,000円

対象▶ 市内に住所を有する、ひとり親家庭の父または母であって、次の①～④すべての要件を満たす人

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること
- ②養成機関において6か月以上のカリキュラムを修学し、対象資格の取得が見込まれること
- ③仕事または育児と修学の両立が困難なこと
- ④過去に本事業の給付金を受給していないこと

対象資格▶ 就職の際に有利となるものであって、かつ、法令の定めにより養成機関において6か月以上のカリキュラムを修学することが必要とされているもの（看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、IT関係など）

自立支援教育訓練給付金事業について

詳しくは☎子ども未来課☎788-4946

市では、ひとり親家庭の父または母の就業支援を推進するために、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の一部を支給します。受講を開始する前に、講座の指定を受ける必要がありますので、必ず受講前に相談してください。

対象講座▶ 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※厚生労働省ホームページ、またはハローワークで講座の確認ができます。

支給額▶

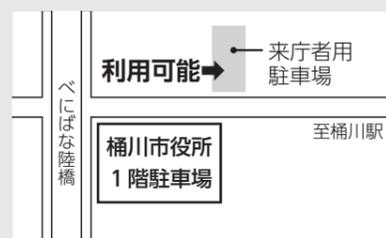
- ①一般教育訓練給付金（雇用保険法による教育訓練給付金）の受給資格がない人⇒対象講座の受講料の60%相当額
- ②一般教育訓練給付金（雇用保険法による教育訓練給付金）の受給資格がある人⇒対象講座の受講料の60%相当額から、一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

対象▶ 市内に住所を有する、ひとり親家庭の父または母であって、次の①・②の要件を満たす人

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること
- ②教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること

来庁者駐車場が利用可能になりました

詳しくは☎安心安全課☎788-4926



備蓄用防災倉庫建設工事の終了に伴い、昨年度から利用を停止していた来庁者用駐車場（加藤薬局脇）が利用可能となりました。市民の皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけしました。ご協力いただきましてありがとうございました。

LINE 公式アカウント

友だち募集中

@okegawacity
LINEの友だち募集から、応募するのQRコードをスクリーンしてください

桶川市公式LINEアカウント

幼児2人同乗用自転車購入費補助金のお知らせ

詳しくは☎子ども未来課☎788-4944

市では、子育て世帯の自転車での買い物や子どもの送迎による事故防止、および子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、幼児2人同乗用自転車の購入費用の一部を補助しています。

対象▶ 市内に在住の人で、次の①～④にすべて該当する人

- ①申請時に小学生未満児童2人以上を養育し、かつ児童と生計が同一であること
- ②幼児2人同乗用自転車に関する安全基準に適合した自転車であること
- ③市内の自転車販売店で購入したものであること
- ④市税、保育料および放課後児童クラブ負担金の滞納がないこと

補助金額▶ 購入金額の2分の1（上限3万円）

※自転車本体との同時購入に限り、前後のハイバック座席、幼児用ヘルメット（2人分まで）も補助の対象となります。

※幼児2人同乗用自転車については、各販売店で確認してください。

申請期限▶ 購入後6か月以内



商店街の空店舗を活用しませんか？～出店費用の一部を補助します～

詳しくは☎産業観光課☎788-4928

市では、商店街の振興を目的とし、商店街の空店舗を活用して新たにお店を営業しようとする人を対象に、改装費や家賃の補助をします。

補助区分	対象経費の例	補助額
改装費	内装・外装・設備設置工事など	改装費の2分の1以内 補助額上限50万円
家賃	店舗の賃借料（保証金、敷金、礼金、駐車場、仲介手数料などを除く）	家賃の2分の1以内 補助額上限5万円 (12か月以内)

※小売業（百貨店・スーパーマーケットを除く）または一般飲食店（アルコール飲料の提供を主としない飲食店）が対象です。

※改装費補助を受ける場合の施工業者は、市内に事務所または住所を有する業者に限ります。

申込み▶ 4月1日(金)から申請額が予算に到達するまで。

中小企業融資制度のお知らせ

詳しくは☎産業観光課☎788-4928

中小企業者向け融資制度は、原材料の購入・仕入、給与賃金の支払いや、車両・機械の購入、店舗の増改築などに利用できます。

制度名	利率	用途	限度額	返済期間	保証人	担保
特別小口資金	1.75%	運転	1,250万円	10年	不要	不要
		設備		12年		
中口資金	1.80%	運転	2,000万円	10年	個人：不要 法人：代表者1人	必要に応じて
		設備	3,000万円	12年		

※表の利率の他、保証料が必要になります。

※融資には審査があり、審査の結果によって希望に沿いかねることがあります。

『桶川市坂田東高齢者等借上型市営住宅』（愛称・サンシャインホーム）の入居補欠者を募集します

詳しくは☎建築課☎788-4956

退去者が出た場合（現在満室）の入居補欠者を次のとおり募集します。なお、入居補欠者としての有効期間は1年以内です。

入居者資格▶ 次のすべての事項を満たしていること。

- ①自立した生活ができる人
- ②市内に住所を有する人
- ③入居しようとする世帯全員の収入月額が、158,000円以下（高齢者・障害者などの世帯は214,000円以下）

募集案内配布▶ 4月8日(金)～22日(金)に、市役所（建築課・情報コーナー）、駅西口連絡所、東公民館で配布します。また、市ホームページでも閲覧できます。

選考方法▶ 申込者が複数の場合、市内に2年以上住み続けている人で、かつ65歳以上の世帯や障害者の認定を受けている人が優先されます。

※詳細は募集案内を確認してください。

申込受付▶ 4月15日(金)～22日(金)（土・日曜日を除く、午前8時30分～午後5時15分）に建築課へ。

【サンシャインホーム概要】

所在地▶ 桶川市坂田東三丁目20番1号（坂田宮前公園北側）

構造▶ 鉄筋コンクリート造2階建

間取り▶ 2DK（48.6㎡）

設備▶ エレベーター、電気式コンロ、バリアフリー仕様

家賃▶ 20,200円～53,600円 ※収入によって変わります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当などの手当額について

詳しくは☎子ども未来課☎788-4945

手当額は、毎年の物価の変動に応じて改定されています。令和3年全国消費者物価指数の対前年比が公表された結果、4月分から次のとおり引き下げられます。

児童扶養手当

区分		改定前 (令和3年4月分～)	改定後 (令和4年4月分～)
本体額	全部支給	43,160円	43,070円
	一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円
第2子加算額	全部支給	10,190円	10,170円
	一部支給	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円
第3子以降加算額	全部支給	6,110円	6,100円
	一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円

特別児童扶養手当月額

区分	改定前	改定後
1級	52,500円	52,400円
2級	34,970円	34,900円

特別障害者手当等月額

手当の名称	改定前	改定後
特別障害者手当	27,350円	27,300円
障害児福祉手当	14,880円	14,850円
経過的福祉手当	14,880円	14,850円

節電対策にご協力をお願いします

詳しくは☎環境対策推進課☎788-4924

市では、温室効果ガスの削減のために、次のような節電に取り組んでいます。これらを参考に、事業所や市民の皆さんも節電対策にご理解とご協力をお願いします。

1. 庁舎および市公共施設の共通対策

- 照明設備**
昼休み時間中は、窓口業務を除き、消灯します。勤務時間後は、執務室について、職員が退庁した部分の照明を消灯します。
- エアコン**
クールビズ実施期間のエアコンは、室温が28度となるよう設定温度を調節します。ウォームビズ実施期間のエアコンは、室温が20度となるよう設定温度を調節します。
- 緑化の推進など**
建物の屋上や壁面の緑化（グリーンカーテン）や、日差しを和らげるヨシズやスタレの設置に努めます。

2. 小・中学校、放課後児童クラブ、保育所などの対策

児童・生徒・乳幼児などの健康に十分配慮しながら、節電対策を実施します。

3. 職員の執務に係る対策

- クールビズの実施**（5月1日～10月31日）
ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツなどで執務を行います。
- ウォームビズの実施**（12月1日～3月31日）
重ね着をして寒さ対策を行います。

4. 市民・利用者への周知・啓発

施設利用時に、冷暖房の設定温度の調節や照明の一部消灯をお願いします。

5. その他（事務所や家庭でできる節電にご協力お願いします）

- エアコンのフィルター清掃をこまめに行う。
- 従来型蛍光灯をLEDなどの省電力照明器具に交換する。
- 冷蔵庫は開ける時間を短くし、余分な開閉はしない。
- 冷蔵庫は物を詰め込みすぎないようにし、熱いものは冷ましてから入れる。
- 温水洗浄便座（暖房便座）は、節電モードにする。
- サンシェードなどの日差しよけの設置も効果的です。

学生納付特例制度について

学生も20歳になったら、国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。しかし、学生で収入がないなどの理由で保険料を納めることが難しい場合は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

申請が承認されると、国民年金保険料の納付が猶予され、納付できる期間が10年間になります。ただし、3年度目以降の納付には加算額が上乘せられます。

承認された期間は年金受給資格期間には含まれますが、保険料を納付しなければ老齢基礎年金額には反映されません。また、この申請が遅れると、万一の事故などにより、障害を負った時の「障害基礎年金」を請求できないことがありますので、忘れないで手続きを行ってください。

対象▼学校教育法に規定する大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限が1年以上）に在学する学生で、前年所得が128万円以下の人

持ち物▼マイナンバーカードまたは年金手帳などの基礎年金番号の分かるもの、学生証（有効期限内のもの）

国民年金保険料の額が変更になります

【月額】16,590円（令和4年度）

【納付方法】①口座振替（金融機関または保険年金課で申出が必要）②クレジットカード納付（保険年金課で申出が必要）③納付書（現金にて金融機関やコンビニエンスストアなどで納付）

①～③のいずれも、月毎とは別に、前納の納付方法があります。今年度納付書（現金）で1年前納する場合は、5月2日(月)までとなります。

詳しくは☎保険年金課☎788-4943または大宮年金事務所☎652-3399

交通事故統計

— 桶川市内の人身事故 —
(毎年1月からの累計)

	令和4年1月末	令和3年1月末	対前年同月比
件数	14件	9件	5件
死者数	0人	0人	0人
負傷者数	19人	9人	10人

早めから つけるライトで 消える事故

4月1日から年金手帳は廃止され、次に該当する人には「基礎年金番号通知書」が発行されます。

対象▼①初めて年金制度に加入する人②年金手帳の紛失などにより再発行を希望する人

既に交付されている年金手帳や年金証書をお持ちの人には、基礎年金番号通知書の発行は行いません。年金手帳廃止後も年金の各種手続きには、引き続き年金手帳などを使用します。大切に保管してください。

なお、年金に関する照会や申請は、マイナンバーも利用できます。

詳しくは☎保険年金課☎788-4943または大宮年金事務所☎652-3399

成年年齢引き下げに伴う新成人の消費者トラブルにご注意ください

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。大人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約ができたり、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードが作れるようになります。

未成年者の場合、親などの法定代理人の同意がない契約については取り消すことができますが、大人になると民法の「未成年者取消権」に基づく取消しができなくなります。そのため、保護がなくなったばかりの高校・大学在学中などの新成人をねらい打ちにする悪質な業者がいます。新成人をターゲットにした悪質な商法によるトラブルに巻き込まれないよう注意してください。

契約や買い物は、しっかりと「考えて」から行いましょう。

◆桶川市消費生活センター
相談日▶毎週月～金曜日（祝日を除く） 相談時間▶午前10時～正午、午後1時～3時30分 ☎786-3211 (代)

脳げんき教室
自宅でする簡単な体操、クイズなどの脳トレ、おうちの話など
とき▼5月18日、6月15日の毎週水曜日(全5回)午前10時～11時30分(午前9時30分から受付)
※できるだけ全日程参加してください

脳げんき教室



938)へ。
に、電話で、**高齢介護課**(☎788-4938)へ。
申込み・問合せ▼4月18日(月)まで

費用▼無料
持ち物▼筆記用具
申込み・問合せ▼4月18日(月)まで

30分
(午前9時40分から受付)
ところ▼市役所3階会議室305
定員▼10人

「認知症サポーター」とは、認知症という病気を正しく理解し、認知症の人とその家族が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう支える応援者のことです。講座修了後には『認知症サポーター証』をお渡しします。
とき▼4月20日(水)午前10時～11時30分
(午前9時40分から受付)

認知症サポーター養成講座
(令和4年2月現在
受講者は6,005人)



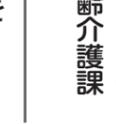
「認知症ケア相談室」を利用してください
在宅で認知症の人を介護している家族に対し、認知症ケアの具体的な方法について相談を受けます。家族だけで悩まず、相談してください。
対象▼認知症の人(または認知症が疑われる人)を介護している家族
相談を受ける機関▼ねむのき認知症初期集中支援チーム
相談日▼4月8日(金)、5月20日(金)
午前中(予約制)
※都合が合わない場合は、相談のうえ随時対応します。
申込み・詳しくは▼**高齢介護課**
☎788-4938

※受講は、一人につき、年度内1回までです。
ところ▼川田谷生涯学習センター
対象▼65歳以上の市民
定員▼40人【先着順】
持ち物▼飲み物、タオル、筆記用具、運動できる上履き
※動きやすい服装でお越しください。
申込み・詳しくは▼4月11日(月)午前9時から、電話で、**高齢介護課**(☎788-4938)へ。

筋力・バランス能力・移動能力は高齢になるにつれて低下しますが、効果的な体操に取り組むことで、体力の維持・向上ができます。楽しく介護予防に取り組みませんか。
内容▼日常生活で簡単に行える運動、栄養の話など。簡単な体力測定も行います。
とき・ところ▼①4月19日～6月28日の毎週火曜日(5月3日を除く全10回)午前10時～11時30分(午前9時30分から受付)▽坂田コミュニティセンター(フレスポ桶川内)
②4月21日～6月30日の毎週木曜日(5月5日を除く全10回)午後2時～3時30分(午後1時30分から受付)▽川田谷生涯学習センター

※受講は、一人につき、年度内1回までです。
対象▼65歳以上の市民
定員▼①30人②40人【先着順】
持ち物▼飲み物、タオル、筆記用具(川田谷生涯学習センター会場は運動できる上履き)※動きやすい服と靴でお越しください。
申込み・詳しくは▼4月6日(水)午前9時から、電話で、**高齢介護課**

筋力・バランス能力・移動能力は高齢になるにつれて低下しますが、効果的な体操に取り組むことで、体力の維持・向上ができます。楽しく介護予防に取り組みませんか。
内容▼日常生活で簡単に行える運動、栄養の話など。簡単な体力測定も行います。
とき・ところ▼①4月19日～6月28日の毎週火曜日(5月3日を除く全10回)午前10時～11時30分(午前9時30分から受付)▽坂田コミュニティセンター(フレスポ桶川内)
②4月21日～6月30日の毎週木曜日(5月5日を除く全10回)午後2時～3時30分(午後1時30分から受付)▽川田谷生涯学習センター



介護予防サポーター養成講座
身近な場所で、住民同士が、効果のある介護予防体操を行う「通いの場づくり」を推進しています。地域での「通いの場づくり」のサポーター(支援者)になってみませんか?
内容▼介護予防についての話、100歳体操、体力測定、100歳体操や脳トレのロールプレイなど
※100歳体操とは、介護予防効果が実証されている、おもりを使用した簡単な筋力向上を目的とした体操です。
とき▼5月16日～6月20日の毎週月曜日(全6回)午後1時30分～3時30分(午後1時15分から受付)※できるだけ全日程参加してください。
ところ▼サン・アリーナ
対象▼介護予防に関心があり、講座修了後、地域で積極的に介護予防体操を教える、広めるなどの活動ができる人
定員▼20人【先着順】
持ち物▼飲み物、タオル、筆記用具、運動ができる上履き※動きやすい服装でお越しください。
講師▼理学療法士など
申込み・詳しくは▼5月9日(月)までに、電話で、**高齢介護課**(☎788-4938)へ。

筋力・バランス能力・移動能力は高齢になるにつれて低下しますが、効果的な体操に取り組むことで、体力の維持・向上ができます。楽しく介護予防に取り組みませんか。
内容▼日常生活で簡単に行える運動、栄養の話など。簡単な体力測定も行います。
とき・ところ▼①4月19日～6月28日の毎週火曜日(5月3日を除く全10回)午前10時～11時30分(午前9時30分から受付)▽坂田コミュニティセンター(フレスポ桶川内)
②4月21日～6月30日の毎週木曜日(5月5日を除く全10回)午後2時～3時30分(午後1時30分から受付)▽川田谷生涯学習センター

筋力・バランス能力・移動能力は高齢になるにつれて低下しますが、効果的な体操に取り組むことで、体力の維持・向上ができます。楽しく介護予防に取り組みませんか。
内容▼日常生活で簡単に行える運動、栄養の話など。簡単な体力測定も行います。
とき・ところ▼①4月19日～6月28日の毎週火曜日(5月3日を除く全10回)午前10時～11時30分(午前9時30分から受付)▽坂田コミュニティセンター(フレスポ桶川内)
②4月21日～6月30日の毎週木曜日(5月5日を除く全10回)午後2時～3時30分(午後1時30分から受付)▽川田谷生涯学習センター

筋力・バランス能力・移動能力は高齢になるにつれて低下しますが、効果的な体操に取り組むことで、体力の維持・向上ができます。楽しく介護予防に取り組みませんか。
内容▼日常生活で簡単に行える運動、栄養の話など。簡単な体力測定も行います。
とき・ところ▼①4月19日～6月28日の毎週火曜日(5月3日を除く全10回)午前10時～11時30分(午前9時30分から受付)▽坂田コミュニティセンター(フレスポ桶川内)
②4月21日～6月30日の毎週木曜日(5月5日を除く全10回)午後2時～3時30分(午後1時30分から受付)▽川田谷生涯学習センター

筋力・バランス能力・移動能力は高齢になるにつれて低下しますが、効果的な体操に取り組むことで、体力の維持・向上ができます。楽しく介護予防に取り組みませんか。
内容▼日常生活で簡単に行える運動、栄養の話など。簡単な体力測定も行います。
とき・ところ▼①4月19日～6月28日の毎週火曜日(5月3日を除く全10回)午前10時～11時30分(午前9時30分から受付)▽坂田コミュニティセンター(フレスポ桶川内)
②4月21日～6月30日の毎週木曜日(5月5日を除く全10回)午後2時～3時30分(午後1時30分から受付)▽川田谷生涯学習センター

4月の無料相談

●桶川市役所・教育委員会/☎786-3211(代表) ☎786-0336
●社会福祉協議会/☎728-2221 ☎728-2313

相談	相談員	相談内容	とき	ところ	問合せ
◎法律相談(予約制)	弁護士	相続、金銭・貸借、離婚、相続などの法律全般についての相談	4月1日(金)・8日(金)・22日(金) 14:00~17:00 16日(土) 9:00~12:00 5月6日(金)・13日(金)・27日(金) 14:00~17:00 21日(土) 9:00~12:00	市役所相談室	秘書広報課
◎司法書士相談(予約制)	司法書士	相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)などの相談	14日(木) 13:00~16:00 *次回は5月12日(木)	市役所相談室	
◎行政書士相談(予約制)	行政書士	相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談、成年後見制度のご案内	4日(月) 13:00~16:00 *次回は5月2日(月)	市役所相談室	
◎不動産相談(予約制)	宅地建物取引主任者	不動産の売買、賃貸借契約などについての相談	27日(水) 13:00~16:00	市役所相談室	
◎土地境界及び表示登記相談	土地家屋調査士	土地境界、測量、分筆、合筆、地目変更、建物の表示登記などについての相談	12日(火)13:00~16:00 *次回は5月10日(火)	市役所相談室	
マンション管理相談(予約制)	マンション管理士	マンション管理組合に関することや近隣問題についての相談	22日(金) 10:00~12:00	市役所相談室	
住宅相談	建設団体の相談員	住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談	16日(土) 9:00~12:00	市役所会議室 電話でも可 ☎786-3211	
行政相談	行政相談委員	国、公団・公社などへの要望や苦情についての相談	8日(金) 10:00~12:00 *次回は5月13日(金)	市役所相談室	
多重債務相談	市役所職員	消費者金融などからの借金返済などに困っている人の相談	随時	市役所相談室 直通☎788-4901	
暴力団被害相談(予約制)	上尾警察署職員	暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談	随時	市役所相談室	
犯罪被害者相談	市役所職員	犯罪被害に関する総合的相談	市役所窓口(電話でも可)	市役所相談室	
女性相談(予約制)	県外の専門カウンセラー	女性のためのなんでも相談	11日(月)・25日(月) 10:00~16:00	市役所相談室	人権・男女共同参画課
人権相談	人権擁護委員	悩みごと・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活でお困りのことの相談	12日(火) 9:00~12:00	市役所旧分庁舎	産業観光課
内職相談	内職相談員	内職に関する相談・案内	毎週水・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00(12:00~13:00を除く)	勤労福祉会館 直通☎773-1121(水・金曜日)	自治振興課
消費生活相談	消費生活相談員	消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 10:00~15:30(12:00~13:00を除く)	市役所3階 電話でも可 ☎786-3211	子ども未来課
子ども家庭なんでも相談	子ども家庭支援員	子どもたち自身や親からの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)	子ども未来課窓口 電話でも可 ☎788-4946	児童発達支援センター分室
子どものことばや運動面	専門相談員	未就学児の発達についての相談	事前に電話で申し込み、日程調整して決定	児童発達支援センター分室	児童発達支援センター分室
教育相談	専門相談員	子どもの教育やしつけについての悩みごと相談	原則毎週月~金曜日(祝日を除く) 9:15~16:30	桶川市教育センター 直通☎786-3237	学校支援課
心配ごと相談	民生委員	さまざまな心配ごとの相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00	地域福祉活動センター 直通☎728-2221	社会福祉協議会

※上記相談外での個別相談は、相談料が発生する場合があります。※◎の相談について、一年度に1回のみ受けられます。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話での対応となることがあります。あらかじめご了承ください。

「土地境界及び表示登記相談」を開始します

詳しくは☎秘書広報課☎788-4901

埼玉土地家屋調査士会上尾支部による、市民向け無料相談会が4月から毎月開催されます。土地境界や、建物の表示登記などについての相談が可能です。
とき▶4月12日(火)から毎月第二火曜日の午後1時~4時
ところ▶市役所3階相談室
予約方法▶完全予約制です。予約は相談日の前の週の金曜日までです。電話で、秘書広報課へ連絡してください。

あなたの悩みを福祉総合相談窓口にご相談してください

詳しくは☎社会福祉課☎788-4933

介護、貧困、高齢、子育て、障害、住む場所など問題がはつきりせずどこに相談してよいかわからないような相談の窓口として、4月から福祉総合相談窓口を社会福祉課内に開設します。
この窓口は、市民の皆さんが、自分らしく安心して生活できるよう、相談員と一緒に問題の解決に向けて取り組みます。具体的な相談内容が決まっていなくても、少しでも困ったり悩んだりしていたら、ぜひ福祉総合相談窓口にご相談ください。また、地域で心配な人がいる場合にはぜひ情報提供してください。

国産品だから安心! 抗菌畳み表取扱店
山中畳店
TEL/FAX 048-728-3408 桶川市倉田689-3
朝、お預かり、夕方お持ちします。家具など、荷物の移動無料!

アライグマの出没・被害情報が増えています
農作物を食い荒らすなどの被害の他、民家にすみつき、ふん尿をするなどの被害が発生しています。
市では、県と連携してアライグマの適正捕獲を行っています。個人での捕獲は、市の許可が必要となります。適正な捕獲にご理解とご協力をお願いいたします。
アライグマの目撃情報や被害についての相談は環境対策推進課へ連絡してください。
詳しくは☎環境対策推進課☎788-4924

(☎788-4938)へ。

介護予防サポーター養成講座

身近な場所で、住民同士が、効果のある介護予防体操を行う「通いの場づくり」を推進しています。地域での「通いの場づくり」のサポーター(支援者)になってみませんか?
内容▼介護予防についての話、100歳体操、体力測定、100歳体操や脳トレのロールプレイなど
※100歳体操とは、介護予防効果が実証されている、おもりを使用した簡単な筋力向上を目的とした体操です。
とき▼5月16日～6月20日の毎週月曜日(全6回)午後1時30分～3時30分(午後1時15分から受付)※できるだけ全日程参加してください。
ところ▼サン・アリーナ
対象▼介護予防に関心があり、講座修了後、地域で積極的に介護予防体操を教える、広めるなどの活動ができる人
定員▼20人【先着順】
持ち物▼飲み物、タオル、筆記用具、運動ができる上履き※動きやすい服装でお越しください。
講師▼理学療法士など
申込み・詳しくは▼5月9日(月)までに、電話で、**高齢介護課**(☎788-4938)へ。

筋力・バランス能力・移動能力は高齢になるにつれて低下しますが、効果的な体操に取り組むことで、体力の維持・向上ができます。楽しく介護予防に取り組みませんか。
内容▼日常生活で簡単に行える運動、栄養の話など。簡単な体力測定も行います。
とき・ところ▼①4月19日～6月28日の毎週火曜日(5月3日を除く全10回)午前10時～11時30分(午前9時30分から受付)▽坂田コミュニティセンター(フレスポ桶川内)
②4月21日～6月30日の毎週木曜日(5月5日を除く全10回)午後2時～3時30分(午後1時30分から受付)▽川田谷生涯学習センター



介護者のごとき

介護についての相談や情報交換などをして気分をリフレッシュしましょう。介護について知りたい人、どなたでも参加してください。気軽に立ち寄りください。

とき▼4月20日(水)午後2時～3時
ところ▼地域包括支援センター桶川市社会福祉協議会(坂田西2-38-1)
定員▼10人【先着順】
※事前に電話で申し込んでください。
申込み・問合せ▼地域包括支援センター桶川市社会福祉協議会 ☎728-2265

埼玉直営火災消防本部 悪質な訪問販売に注意

・住宅用火災警報器の設置の義務化による罰則や業者による点検の義務はありません。
・住宅用火災警報器や消火器の販売、交換を消防署が業者に依頼をするとはありません。
※不審に感じたら、消防署に問い合わせてください。

問合せ ☎埼玉県中央広域消防本部 防課 ☎048-597-2004

手話奉仕員養成講座「入門基礎課程」の受講生を募集します

聴覚障害者の生活や関連する福祉制度について理解と知識を深めるとともに、日常生活でよく使われる手話(表現技術など)を習得することを目指します。

とき▼5月12日(土)令和5年3月23日の木曜日(全45回)
※水・土曜日(5回) ↓6月15日(水)、8月17日(水)、令和5年1月21日(土)、2月18日(土)、3月18日(土)
時間▼午前10時～正午
ところ▼旧分庁舎(上日出谷南3-4-1) ※一部東公民館
対象▼初めて手話を学ぶ人(本市、他市問わず手話奉仕員養成講座「入門過程」のみを終了している人も含む)。

定員▼20人【多数抽選】
費用▼無料(テキスト代3,300円ほか実費がかかります)。
申込み▼4月15日(金)《必着》で、往復はがきに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・希望動機を記入し、桶川市社会福祉協議会 ☎728-2221(〒363-0020上日出谷南3-4-1)へ郵送してください。

問合せ ☎桶川市社会福祉協議会 ☎728-2221

要予約 地域包括支援センター主催 介護予防教室のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加できる教室を各地域包括支援センターの担当地域にお住まいの人だけに限定して実施します。
対象▶65歳以上の人 費用▶無料 持ち物▶タオル、飲み物、動きやすい服装、靴、マスク着用
申込み▶4月5日(火)～11日(月)の午前9時から午後5時まで【先着順】に、電話で、各地域包括支援センターへ申し込みください。
注意事項▶教室の参加は、1か月に1回まで(4月に1回、5月に1回)とします。教室に参加する場合は、必ず健康チェックを行ってください。

〈おげんきかい(ハートランド)〉

ところ	とき	定員	内容・注意事項	対象地域
ハートランド会議室 ※上履き持参	4月15日(金) 5月20日(金)	午後1時30分～2時30分 (午後1時15分から受付)	15人 オケちゃん健康体操、玄米にぎにぎ体操、タオル体操など ※タオル(手拭いでも可)を必ず持参してください。玄米棒をお持ちの方は持参してください(貸し出しは行いません)。	東、西、南、北寿、神明 国道西側の坂田 国道西側の加納

申込み ☎地域包括支援センターハートランド(坂田1725) ☎777-7055

〈みんなで健康教室(ルーエハイム)〉

ところ	とき	定員	内容	対象地域
サン・アリーナ ※上履き持参	4月15日(金) 22日(金) 5月13日(金) 27日(金)	午後2時～3時 (午後1時30分から受付)	25人 ストレッチ 100歳体操 健康に関する話	泉、下日出谷 下日出谷西 下日出谷東 若宮、鴨川、朝日

申込み ☎地域包括支援センタールーエハイム(若宮1-5-2 おげがわメイン4階) ☎789-2121

〈いきいきくらぶ(桶川市社会福祉協議会)〉

ところ	とき	定員	内容・注意事項	対象地域
加納公民館 ※上履き持参	4月14日(木) 5月19日(木) 26日(木)	午前10時～11時 (午前9時40分から受付)	30人 ストレッチ、転倒予防体操、タオル体操、脳トレなど ※タオル(手拭いでも可)を使用した体操を行うので、必ず持参してください(汗拭き用のタオル以外に用意してください)。	末広、坂田東 坂田西、篠津 五町台、舎人新田 小針領家、倉田 赤堀 国道東側の坂田 国道東側の加納
東公民館	4月22日(金)			

申込み ☎地域包括支援センター桶川市社会福祉協議会(坂田西2-38-1) ☎728-2265

〈スマイルクラブ(ねむのき)〉

ところ	とき	定員	内容	対象地域
川田谷生涯学習センター	4月12日(火) 5月10日(火)	午前10時～11時 (午前9時45分から受付)	25人 体操、コグニサイズ、ストレッチ、脳トレ、健康の話など	上日出谷 上日出谷南 川田谷

申込み ☎地域包括支援センターねむのき(川田谷5830-1) ☎783-5311

埼玉県手話通訳者養成講座Ⅰ 入口試験対策(準備コース)の受験生を募集します

毎年9月実施の埼玉県手話通訳者養成講座Ⅰを受講するための試験対策を行う講座です。

とき▼6月4日～8月27日の毎週土曜日(全11回) 午前10時～正午
※7月16日(土)、8月13日(土)は休講
ところ▼旧分庁舎(上日出谷南3-4-1)

対象▼埼玉県手話通訳者養成講座の受験希望者で手話奉仕員養成講座(入門・基礎)を修了した人、またはこれと同程度の人
定員▼20人【多数抽選】
費用▼無料(奉仕員養成講座のテキストを使用予定。ない場合は実費負担)

申込み▼4月15日(金)《必着》で、往復はがきに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・手話の経験・希望動機を記入し、桶川市社会福祉協議会 ☎728-2221(〒363-0020上日出谷南3-4-1)へ郵送してください。

埼玉県行政書士会 行政書士街頭無料相談会

内容▼相続・遺言・成年後見・協議離婚・農地転用・各種許可・会社設立などの相談に応じます。
とき▼4月23日(土)午前10時～午後4時

ところ▼JR上尾駅自由通路
問合せ ☎埼玉県行政書士会上尾支部事務所 ☎776-3367

上尾警察署 暗証番号は絶対に他人に教えないでキャッシュカードの暗証番号は預金引き出しのための番号です

令和3年中、上尾警察署管内では60件の特殊詐欺被害を認知しましたが、そのうち約半数が、キャッシュカードをだまし取られ、現金を引き出されてしまう手口でした。銀行員も警察官も、暗証番号を尋ねることは絶対にありません。キャッシュカードを交換する必要があると自宅に来たら、その人は詐欺犯です。絶対に渡さず、警察に相談してください。
問合せ ☎上尾警察署 ☎773-0110

〈広告〉

おげがわメイン4F 内科 皮膚科 クリニック

治療内容 高血圧・糖尿病・高脂血症・骨粗しょう症・喘息・各種ワクチン接種
にぎび、かぶれ、湿疹、アトピー性皮膚炎、かゆみ、水虫等皮膚科領全般

診療時間 月 火 水 木 金 土 日
午前 9:00～12:30 (土曜は13時まで) ○ ○ ○ / ○ ○ /
午後 14:00～18:00 (皮膚科 14:00～17:30) ○ ○ ○ / ○ / /

※受付終了は各診療時間30分前まで | 木曜・土曜午後・日曜・祝日休診

電話・ネット予約受付中 048-786-5200
https://tokyo-mizuho.com/okegawa/
桶川市若宮一丁目5番2号 おげがわメイン4F



暮らしの総合相談会(無料)

内容▼弁護士・司法書士による法律問題(借金、離婚、相続、贈与、成年後見など)、社会福祉士による生活問題、精神保健福祉士による生活の悩みの個別相談会(同じ経験を持つ相談員との面談も可)

とき▼4月17日(日)午前9時～正午
ところ▼保健センター(鴨川1-4-1)

運営▼夜明けの会(桶川市委託事業)

申込み・問合せ▼事前に、夜明けの会(☎74-2862)へ連絡を。

※受付は平日午前10時～午後5時

埼玉弁護士会

遺言の日記念

相続問題の電話相談会を開催します

遺言の日を記念して、弁護士が無料で遺言や相続に関する法律相談を電話で行います。

とき▼4月16日(土)午後1時～4時
(最終受付午後3時30分まで)

相談専用電話▼048-861-0200

※相談会当日のみ利用可能

費用▼無料

申込み▼不要

問合せ▼埼玉弁護士会法律相談センター ☎70-5666

(公財)スポーツ安全協会

令和4年度スポーツ安全保険の案内

対象▼スポーツ活動や文化活動などを行う4人以上の団体

対象範囲▼団体管理下での活動中(国内)および団体活動への往復中の事故など

費用▼中学生以下↓800円、1,450円、11,000円
高校生以上↓800円、11,000円

保険期間▼4月1日～令和5年3月31日※4月1日以降の申し込みは加入依頼書を送付した消印日と払込日のいずれか遅い日の翌日から有効

補償内容▼傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険※令和4年度は保険内容改定により、被保険者の年齢は、新規加入・中途加入とも4月1日時点の年齢になります。詳細は必ず、「スポーツ安全保険のしおり」を確認してください。

申込み・問合せ▼インターネットで「スポあんネット」を検索し、加入手続きをしてください。(令和5年度からはインターネット加入への一本化を予定)詳細は、生涯学習・スポーツ推進課、サン・アリーナ、川田谷生涯学習センター、各公民館で配布している「スポあんネットのご案内」



を確認してください。なお、本年度のみ従来の加入依頼書での加入手続きを継続します。加入依頼書が必要な人は(公財)スポーツ安全協会埼玉県支部(☎79-9580)へ。

埼玉県中央広域消防本部

応急手当(普通救命講習Ⅰ)講習

内容▼AEDを用いた心肺蘇生法(成人)および大出血時の止血方法など ※講習修了者には修了証を交付

とき▼5月21日(土)午前9時30分～午後0時30分(午前9時20分から受付、WEB講習受講者は10時20分受付)

ところ▼埼玉県中央広域消防本部3階災害対策室(鴻巣市箕田1638-1)

対象▼桶川市、鴻巣市、北本市に在住または在勤で中学生以上の人(再受講可)

定員▼15人【先着順】※定員締切

費用▼無料

持ち物▼筆記用具、マスク着用

※WEB講習受講者は、WEB講習受講証明書

その他▼①感染対策として、事前の健康チェック(体温測定)をお願いします。健康状態などにより、受講できない場合があります。

②感染対策として、人工呼吸など一部実施できない項目もありますので

ご了承ください。

申込み・問合せ▼4月15日(金)午前9時から受付)～5月14日(土)に、北本消防署(北本市緑3-396 ☎048-592-5005)へ、電話または直接、申し込みください。

シルバー人材センター

入会説明会のお知らせ

シルバー人材センターに入会を希望する人は、説明会に参加してください。※申し込みは不要です。

入会できる人▼市内在住の60歳以上の人で健康で働く意欲のある人

とき▼

①4月9日(土) ②4月19日(火)

③5月14日(土) ④5月24日(火)

⑤6月11日(土) ⑥6月21日(火)

⑦7月5日(火) 【女性限定】

⑧7月9日(土) ⑨7月19日(火)

⑩8月6日(土) ⑪8月23日(火)

⑫9月10日(土) ⑬9月20日(火)

時間▼午前10時から※時間厳守

ところ▼桶川市シルバー人材センター(北1-12-10)※駐車場が狭いので車での来場は控えください。

問合せ▼桶川市シルバー人材センター ☎77-1920